

奈個情第59号  
令和3年2月9日

奈良市長 様  
(諮問実施機関担当課 総合政策部秘書広報課)

奈良市個人情報保護審議会  
会長 佐々木 育子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る  
諮問について (答申)

令和3年1月21日付け奈政秘第73号で諮問のあった下記の件について、別紙  
のとおり答申します。

記

**【諮問 : 個情第02-16号】**

LINEセグメント配信サービスに係る電子計算機の結合について

(別紙)

答申：個情第41号

諮問：個情第02-16号

## 答 申

### 第1 審議会の結論

奈良市長が、無料通信アプリ「LINE (ライン)」を利用し、奈良市公式アカウントに登録した市民等が必要な情報を選択した奈良市の情報を配信することについて、事業者が管理するクラウドサーバにおいて、当該ユーザの個人情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、当該市民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

### 第2 対象事業の概要

奈良市長（以下「実施機関」という。）は、「セグメント配信サービス」について、次のとおり説明した。

#### 1 セグメント配信サービスについて

##### (1) セグメント配信サービスの概要について

実施機関は、無料通信アプリ「LINE」の奈良市公式アカウントに「友だち」登録した市民等に対して奈良市政に関する情報のメッセージ配信（以下「セグメント配信」という。）サービスを行う。しかし、配信される情報が多岐にわたるため、情報をメッセージ配信するに当たって「メッセージの送り過ぎ」を防止し、市民等が欲しい情報に限って配信する目的で、「セグメント配信」を行う。

##### (2) セグメント配信サービスの流れ

ア セグメント配信を希望する市民等（以下「市民等」という。）は、当該市民等のスマートフォン等の端末機器にインストールした無料通信アプリ「LINE」で、奈良市が開設した公式アカウントで「友だち」登録する。

イ 市民等は、無料通信アプリ「LINE」上で一問一答の対話形式のアンケートに回答し、当該市民等が必要な情報を選択する。

ウ イで当該市民等は、「生まれた年」、「性別」、「居住地又は情報が必要な地域」及び「配信等希望情報」を回答する。

エ ウで市民等が回答した情報（以下「回答情報」という。）は、事業者が管理するクラウドサーバ（以下「クラウドサーバ」という。）に保存される。

オ 実施機関は、クラウドサーバで保存された回答情報により当該市民等が

希望する奈良市の情報を当該市民等の端末機器に配信する。

## 2 個人情報の安全性の確保

実施機関は、無料通信アプリ「LINE」を利用したセグメント配信サービスについて、市民等の個人情報を取り扱うに当たり、次のような措置を講じることで、奈良市長（以下「実施機関」という。）の安全性を確保しようとするものである。

- (1) 市民等の個人情報を扱う実施機関の端末機器を限定するとともに、当該端末機器のログインIDやパスワードによるアクセス権限を設定することによりシステムにアクセスする職員を制限すること。
- (2) 市民等の個人情報の取扱いについて、その作業手順を定めた「個人情報管理マニュアル」を作成すること。
- (3) クラウドサーバを提供する事業者が講じた次の措置を確認していること。
  - ア 「情報セキュリティ対策」を定め、申請情報を適切に取得・利用・提供し、不正アクセス等を予防・是正し、個人情報に関する法令等を遵守するため、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、その継続的な見直し、及び改善に努める体制を構築していること。
  - イ 市民等の端末機器、無料通信アプリ「LINE」、クラウドサーバ及び実施機関の端末機器を接続するそれぞれのネットワーク回線はすべて暗号化すること。
  - ウ クラウドサーバを提供する事業者は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格ISO27001、27017及び27018の認証を取得していること。

## 第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関が無料通信アプリ「LINE」を利用したセグメント配信サービスを運用するに当たり、第2の2(1)から(3)までの説明による措置を講じようとしていることから、実施機関がセグメント配信サービスにおいて市民等に係る個人情報を取り扱うことについて、公益上の必要があり、また本人の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第4 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和3年 1月21日	実施機関から諮問を受けた。

令和3年 1月21日	令和2年度第8回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和3年 2月 8日	答申案の取りまとめを行った。
令和3年 2月 9日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	
石 黒 良 彦	弁護士	
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁護士	会 長
浜 口 廣 久	弁護士	会長職務代理者